

令和 4年7月 1日から
第20期
令和 5年6月30日まで

業務及び財産の状況に関する説明書類

監査法人名 えひめ有限責任監査法人
所在地 愛媛県松山市三番町7丁目6-10
西三番町ビル5階
代表者 代表社員 中越公平

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

定款に記載した当監査法人の目的は、次のとおりです。

財務書類の監査又は証明の業務を行うこととし、この業務を通して以下のことを達成することを目指す。

- ・ 監査及び会計の専門家集団として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって愛媛県経済、国民経済の健全な発展に寄与する。
- ・ 愛媛県における地場の監査法人としての自覚において、関与する会社等と密接な情報交換を行い、会社等の健全なる発展に寄与する指導を積極的に行う。
- ・ 当監査法人内における人材の育成、体制の強化を図り、「愛媛県における公認会計士の社会的地位の向上」に貢献する。

(2) 監査法人の沿革

平成16年4月 5日 設立

平成20年7月16日 主たる事務所を愛媛県松山市味酒町2丁目9番地17に移転

令和 2年8月24日 高松事務所設置

令和 4年5月 1日 従たる事務所を香川県高松市磨屋町6番地5のぞみビル7号室に移転

令和 4年9月25日 主たる事務所を愛媛県松山市三番町7丁目6-10西三番町ビル5階に移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は有限責任監査法人です。

なお、平成21年7月1日 有限責任監査法人に移行しました。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は地域の監査法人として、金融商品取引法監査、会社法監査、学校法人監査、労働組合監査、その他の法定監査、任意監査の証明業務を行っています。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及びそれぞれの大会社等の数は、下記(3)に記載しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4社	4社
② 金商法監査	1	
③ 会社法監査	11	3
④ 学校法人監査	6	
⑤ 労働組合監査	0	
⑥ その他の法定監査	6	
⑦ その他の任意監査	1	
計	29	7

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額	備考
大会社等	0社	0社	一千円	
その他の会社等	3	1	3,400	
その他	0	0	—	

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の方針及び経営管理に関する措置

当監査法人は、地域の監査法人として会社等の健全なる発展に寄与することを経営の基本方針としています。

また、定款をはじめ、組織運用規定、品質管理規定、セキュリティ・ポリシー、インサイダー取引防止規定、社員の監査法人脱退後の就職制限に関する規定、監査マニュアルを定め、これらに基づいて行動することとしています。

部門別には、品質管理委員会を設置し点検・審査結果の検討等を行い、審理は個々の会社毎に実施し、点検も定期的に行っています。

意思決定機関である社員会において、各部門の責任者の任命など重要な案件に関して検討及び決議を行い、その職責を明らかにし議事録を作成しています。

② 法令順守に関する措置

社員及び監査関係者の職務の遂行が法令及び定款等に適合することを確保する為に、「えひめ有限責任監査法人 監査の品質管理規程」を制定し順守を義務付けています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 独立性の保持のための方針の策定

(職業倫理)

公認会計士・監査法人による監査の社会的責任を全うするための根源は、職業倫理の継続保持にあることを自覚し、公認会計士法、倫理規則等を遵守し、職業的専門家として常時次の原則を保持、高揚することを基本的精神としています。

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 誠実性 | 4. 正当な注意 |
| 2. 公正性 | 5. 守秘義務 |
| 3. 専門能力 | 6. 職業的専門家としての行動 |

(独立性)

当監査事務所は、独立性の保持を最重要命題とし、そのための方針及び手続を定めています。その主な項目は次のとおりです。

- (1) 独立性の規定の内容及び独立性の保持に関する情報を監査実施者に伝達すること。
- (2) 独立性の保持に疑義をもたれるような関係や外観を除去すること。
- (3) 監査責任者に対し、関与先に関連する独立性に関する情報を監査事務所に提供させること。

- (4) 監査事務所が独立性に関係した記録を保管し更新すること。
- (5) 独立性に対する阻害要因を除去するために適切な措置を講じること。又は適切であると考えられる場合には、監査契約を解除すること。
- (6) 独立性違反に抵触する事態が発生した場合の伝達とそれに対する回答報告及びそれに対する適切な措置。
- (7) 独立性の保持の確認書を年に一度、監査着手前に書面にて入手する。
- (8) 大会社等の監査業務については、公認会計士法、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けている。

(ローテーションの方針及び手続)

当監査事務所は、「えひめ有限責任監査法人 監査の品質管理規程」を定め、公認会計士法第 34 条の 11 の 3 に基づき、業務執行社員、個別監査業務の審査担当者及び業務執行社員と同程度以上に実質的に関与している監査補助者が 7 会計期間を超えて公認会計士法第 24 条の 2 に規定する大会社等の監査関連業務を行うことを禁止し、少なくとも 2 会計期間以上(筆頭業務執行社員は 5 会計期間以上、審査担当者は 3 会計期間以上)の監査関連業務禁止期間を定めており、その確実なる実行のため業務執行社員等の交替制度の管理のための「ローテーション管理表」を作成して、その遂行を管理しています。

②監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新の判断に当たっては、特に次の事項を考慮しています。

- (1) 関与先の誠実性の考慮。誠実性に関する情報を入手すること。
- (2) 監査業務の質を合理的に保持し得る監査事務所としての受嘱能力の検討。
- (3) 独立性違反、利益相反関係の有無。
- (4) 更新の判断に影響を与える事項の発生報告及びそれに対する社員会の検討、並びに監査契約を解除する場合の検討と適切な措置。
- (5) 重要な事項、検討内容、結論及びその結論に至った根拠を文書化すること。

③監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任は、次のようになっています。

- (1) 採用－監査業務を遂行するために必要な能力と適性を備えた誠実な人材であるかどうかを選考の基準として社員会で決定する。
- (2) 教育・訓練－継続的な教育・訓練としては、監査事務所内における研修会及び日本公認会計士協会の C P E 研修会の利用等を行っている。
- (3) 評価－監査実施者が監査業務の実施過程において、監査マニュアルの忠実な遵守、業務の研究、開発への努力、職業倫理（独立性を含む）の遵守、業務遂行に対する責任感等を社員会、品質管理委員会等において正当に評価している。
社員の報酬は、定額とし毎年 9 月に行われる社員会において決議する。
- (4) 選任－A. 監査責任者は、その職責を果すのに適切な能力、適性、経験を有し、職業倫理（独立性を含む。）を遵守し、責任をもって監査業務を実施すること。
B. 補助者については
 - a. 職業的専門家としての会計・監査等に関する基準及び法令に対する理解度
 - b. 情報技術（IT）の知識を含む適切な専門的知識
 - c. 職業専門家としての正当の注意、判断能力
 - d. 品質管理のシステムに関する理解度等等を選任の要件としている。

④業務の実施

(1) 監査業務の実施

監査業務の質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めた当監査事務所の「監査マニュアル」に準拠して監査業務を実施している。この「監査マニュアル」には次の事項を含んでいます。

- ① 監査マニュアル意義・目的
- ② 監査アプローチの概要（リスクアプローチによる。）
- ③ 監査契約の締結
- ④ 監査チームの編成と業務分担及び監査業務の管理
- ⑤ 監査計画の策定（重要性の基準値の暫定的決定を含む。）

- ⑥ 監査計画に基づく監査の実施
- ⑦ 監査結果の要約と意見形成
- ⑧ 監査意見の審査
- ⑨ 監査結果等の報告と監査業務の最終段階での評価
- ⑩ 監査調書
- ⑪ 四半期レビュー
- ⑫ 内部統制監査
- ⑬ 中間監査
- ⑭ 財務諸表項目の監査手続

(2) 専門的な見解の問合せ

判断に困難を伴う重要な事項や、見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、適切に専門的な見解の問合せを実施し、問合せから得られた見解を社員会で十分検討し、文書化して保存しています。

(3) 監査上の判断の相違の解決

監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は監査責任者と監査業務に係る審査の担当者との間で、監査上の判断の相違が生じたときは、監査事務所の定める方針及び手続に従って解決することとしています。この場合、それぞれの判断事由、討議内容、到達した結論及びその対処に関する文書を作成保存することとしています。

(4) 監査業務に係る審査

審査に関する方針及び手続は、当監査事務所の「えひめ有限責任監査法人 監査の品質管理規程」に定めています。

① 監査責任者は、監査マニュアルに定める「審査依頼書兼審査結果報告書」にこれに関連する基礎資料と、審査のため選定した監査調書を添付して提出し、審査責任者による査閲、質問、討議を通じ結論を得ることとしています。

② 監査業務に関する審査には主に次の事項の検討が行われています。

- A 重要な会計方針の変更の有無
- B 重要な後発事象の有無
- C 継続企業の前提に関するチェック・リスト
- D 追記情報
- E 監査意見形成要約表
- F 主な監査手続の結果要約
- G 監査計画要約書
- H 連結財務諸表作成のための基礎資料
- I 経営者による確認書
- J 財務諸表等の表示に係るチェック・リスト

上記に加えて当期は、会計上の見積り、不正による重要な虚偽表示リスクの識別・評価及び対応、監査上の主要な検討事項、品質管理レビューの指摘事項についても検討事項としております。

⑤品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの方針及び手続については、当監査事務所の「えひめ有限責任監査法人 監査の品質管理規程」に定めている、当該規程が適切、かつ、十分であるとともに、有効に運用され、遵守されていることを合理的に確保するための監視として次の評価を行っています。

- ① 職業的専門家としての基準及び法令等が遵守されていること。
- ② 品質管理のシステムが適切に整備され有効に運用されていること。
- ③ 品質管理のシステムが遵守された上で監査報告書が作成されていること。

(2) 品質管理の日常的監視としては主に次の事項を実施しています。

- ① 監査基準及び監査マニュアル、「えひめ有限責任監査法人 監査の品質管理規程」への準拠状況
- ② 独立性の保持、遵守についての書面による確認

③ 品質管理システムの理解又は遵守について不備がある場合の適切な関係者への伝達

(3) 品質管理の定期的監視としては、検証サイクルを定め、毎年適正な点検担当者及び点検先監査業務を決定し、点検評価とこれに対する是正改善措置をとることとしています。その結果は文書化し監査責任者及び社員会に伝達しています。

⑥品質管理の実施に関する責任の所在の明確化

「えひめ有限責任監査法人 監査の品質管理規程」を設け、また社員会で品質管理システムに関する責任者を確認し、品質管理のシステムの整備及び運用が適正に行われる体制を整えています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員以外の社員に関して、定款において公認会計士法第2条第1項の業務の執行に自ら関与し、又不当に影響を及ぼしてはならないこと、公認会計士協会の会員となりその会則を順守しなければならないことを規定しています。

(4) 直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査を受けた年月
令和3年1月

(5) 業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当監査法人の代表社員中越公平は、第20期（自令和4年7月1日 至令和5

年6月30日）の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務の提携に関する事項
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士である社員	特定社員	合計
8人	0人	8人

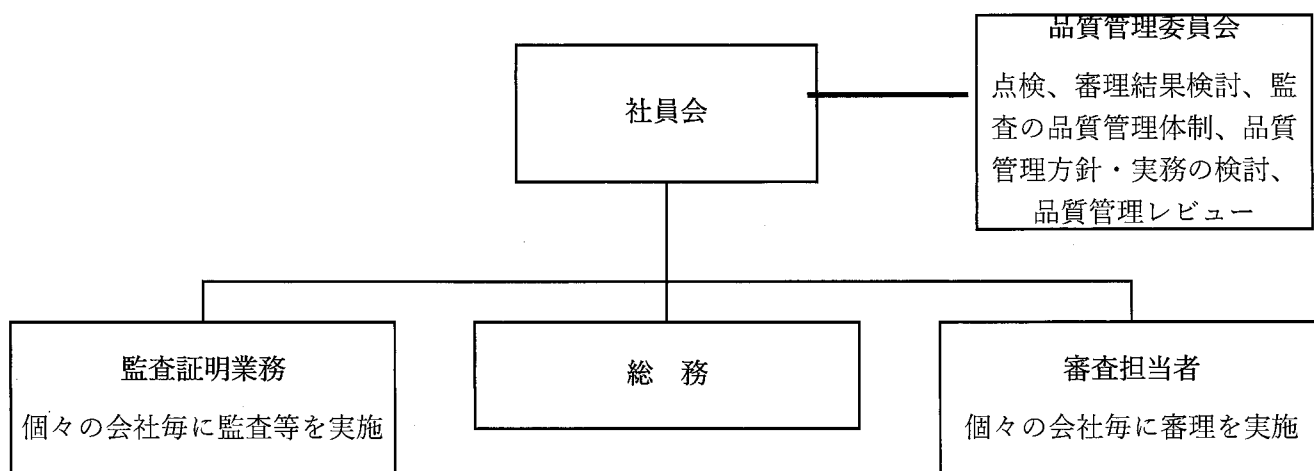
2. 重要事項に関する意思決定を行う合議体の構成

当監査法人において、重要事項に関する意思決定を社員の一部をもって構成される合議体で行うことはなく、全て総社員で構成される社員会によって行います。

三. 事務所の概況

事務所名	所在地	当該事務所に勤務する者の数		
		社員		
		公認会計士	特定社員	計
(主) 松山事務所	愛媛県松山市三番町7丁目6-10 西三番町ビル5階	6人	0人	6人
(従) 高松事務所	香川県高松市磨屋町6番地5のぞみビル7号室	2人	0人	2人
合計		8人	0人	8人

四. 監査法人の組織の概要



注：高松事務所は、松山事務所と一体運営しているので記載していない。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

内 訳	第 19 期 令和 3 年 7 月 1 日から 令和 4 年 6 月 30 日まで	第 20 期 令和 4 年 7 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日まで
監査証明業務	191,409	194,393
非監査証明業務	2,200	3,400
合 計	193,609	197,793

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添のとおりです。

3. 供託金の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	20,000
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	20,000
保証委託契約の契約金額	該当なし
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額 （1事故/期間中）	該当なし

4. 供託金の全部または一部を代替えている責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等）の名称

金融商品取引法・会社法監査

（株）伊予鉄グループ、セキ（株）、ベルグアース（株）、セーラー広告（株）

会社法監査

今治造船（株）、檜垣産業（株）、日鮮海運（株）

決 算 報 告 書

(第19期)

自 令和 3 年 7 月 1 日
至 令和 4 年 6 月 30 日

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市味酒町二丁目9番地17号

貸 借 対 照 表

令和 4年 6月 30日 現在

えひめ有限責任監査法人

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	52,348,310	【流動負債】	28,379,345
現金及び預金	44,105,870	未払金	18,137,830
立替金	1,054,140	未払費用	1,501,000
前払費用	213,200	未払法人税等	1,544,200
未収入金	6,975,100	未払消費税等	3,088,500
【固定資産】	20,968,541	預り金	2,740,336
【有形固定資産】	207,101	契約負債	1,367,479
工具器具備品	207,101	【固定負債】	18,056,500
【無形固定資産】	184,440	長期預り金	13,500,000
電話加入権	76,440	長期借入金	4,500,000
ソフトウェア	108,000	退職給付引当金	56,500
【投資その他の資産】	20,577,000	負債合計	46,435,845
供託金	20,000,000	純 資 産 の 部	
差入保証金	476,000	【株主資本】	26,881,006
繰延税金資産	101,000	資本金	14,500,000
		利益剰余金	12,381,006
		その他利益剰余金	12,381,006
		繰越利益剰余金	12,381,006
		純資産合計	26,881,006
資産合計	73,316,851	負債及び純資産合計	73,316,851

損 益 計 算 書

自 令和 3年 7月 1日

至 令和 4年 6月 30日

えひめ有限責任監査法人

(単位:円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	193,609,769	
売 上 高 合 計		193,609,769
売 上 総 利 益		193,609,769
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		183,703,542
営 業 利 益		9,906,227
【営業外収益】		
受 取 利 息	174	
雑 収 入	374,496	
営 業 外 収 益 合 計		374,670
経 常 利 益		10,280,897
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	2	
特 別 損 失 合 計		2
税 引 前 当 期 純 利 益		10,280,895
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,544,200
法 人 税 等 調 整 額		739,000
当 期 純 利 益		7,997,695

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 7月 1日

至 令和 4年 6月 30日

えひめ有限責任監査法人

(単位:円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	13,000,000	4,383,311	4,383,311	17,383,311	17,383,311
当期変動額					
当期純利益		7,997,695	7,997,695	7,997,695	7,997,695
増資	1,500,000		0	1,500,000	1,500,000
当期変動額合計	1,500,000	7,997,695	7,997,695	9,497,695	9,497,695
当期末残高	14,500,000	12,381,006	12,381,006	26,881,006	26,881,006

個別注記表

えひめ有限責任監査法人

自 令和 3年 7月 1日

至 令和 4年 6月 30日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

①固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

②退職給付引当金の計上基準

事務職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から中退共掛金累計額を控除した金額を計上

③収益及び費用の計上基準

売上高は主として会計監査であり、監査契約は一定期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識

④消費税等の会計処理

税抜方式

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 … 615,599円

3. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因 … 未払事業税及び退職給付引当金の否認

附属明細書

えひめ有限責任監査法人

自 令和 3年 7月 1日
至 令和 4年 6月 30日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

単位:円

区 分	資産の種類	期首 帳簿価額	期首 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定資産	工器具備品	361,392	0	2	154,289	207,101	615,599	822,700
	計	361,392	0	2	154,289	207,101	615,599	822,700
無形 固定資産	電話加入権	76,440	0	0	0	76,440		
	ソフトウェア	156,000	0	0	48,000	108,000		
	計	232,440	0	0	48,000	184,440		

2. 引当金の明細

単位:円

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	0	56,500	0	56,500

3. 業務費用(販売費及び一般管理費)の明細

単位:円

科 目	金 額
役員報酬	87,401,786
給与手当	1,508,328
賞与	240,000
役員退職金	1,600,976
法定福利費	964,264
福利厚生費	155,572
退職給付費用	74,000
外注費	68,124,979
広告宣伝費	53,000
交際費	200,099
旅費交通費	11,924,844
通信費	497,475
PC関係費	323,700
業務ソフト費	160,136
消耗品費	954,343
事務用品費	237,281
水道光熱費	152,884
新聞図書費	238,100
諸会費	3,311,000
支払手数料	540,316
減価償却費	202,289
地代家賃	2,658,828
リース料	896,400
租税公課	234,500
保険料	614,930
雑費	433,512
合 計	183,703,542

決 算 報 告 書

(第20期)

自 令和 4 年 7 月 1 日
至 令和 5 年 6 月 30 日

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市三番町7丁目6-10 西三番町ビル5階

貸 借 対 照 表

令和 5年 6月 30日 現在

えひめ有限責任監査法人

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	58,007,269	【流動負債】	30,198,391
現金及び預金	50,069,798	未払金	18,609,790
立替金	1,722,416	未払費用	1,485,000
前払費用	262,955	未払法人税等	932,800
未収入金	5,952,100	未払消費税等	2,876,000
【固定資産】	21,324,544	預り金	3,341,634
【有形固定資産】	95,063	契約負債	2,953,167
工具器具備品	95,063	【固定負債】	18,160,100
【無形固定資産】	136,440	長期預り金	13,500,000
電話加入権	76,440	長期借入金	4,500,000
ソフトウェア	60,000	退職給付引当金	160,100
【投資その他の資産】	21,093,041	負債合計	48,358,491
供託金	20,000,000	純 資 産 の 部	
差入保証金	981,600	【株主資本】	30,973,322
繰延税金資産	111,441	資本金	14,500,000
		利益剰余金	16,473,322
		その他利益剰余金	16,473,322
		繰越利益剰余金	16,473,322
		純資産合計	30,973,322
資産合計	79,331,813	負債及び純資産合計	79,331,813

損 益 計 算 書

自 令和 4年 7月 1日

至 令和 5年 6月 30日

えひめ有限責任監査法人

(単位:円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	197,793,803	
売 上 高 合 計		197,793,803
売 上 総 利 益		197,793,803
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		192,011,927
営 業 利 益		5,781,876
【営業外収益】		
受 取 利 息	238	
雑 収 入	4,261	
営 業 外 収 益 合 計		4,499
経 常 利 益		5,786,375
税 引 前 当 期 純 利 益		5,786,375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,704,500
法 人 税 等 調 整 額		△10,441
当 期 純 利 益		4,092,316

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 7月 1日

至 令和 5年 6月 30日

えひめ有限責任監査法人

(単位:円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	14,500,000	12,381,006	12,381,006	26,881,006	26,881,006
当期変動額					
当期純利益		4,092,316	4,092,316	4,092,316	4,092,316
当期変動額合計	-	4,092,316	4,092,316	4,092,316	4,092,316
当期末残高	14,500,000	16,473,322	16,473,322	30,973,322	30,973,322

個別注記表

えひめ有限責任監査法人

自 令和 4年 7月 1日

至 令和 5年 6月30日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

①固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

②退職給付引当金の計上基準

事務職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から中退共掛金累計額を控除した金額を計上

③収益及び費用の計上基準

売上高は主として会計監査であり、監査契約は一定期間にわたり履行義務を充足する取引であり、

履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識

④消費税等の会計処理

税抜方式

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 … 727,637円

3. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因 … 未払事業税及び退職給付引当金の否認

附属明細書

えひめ有限責任監査法人

自 令和 4年 7月 1日
至 令和 5年 6月 30日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

単位:円

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期首 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定資産	工器具備品	207,101	0	0	112,038	95,063	727,637	822,700
	計	207,101	0	0	112,038	95,063	727,637	822,700
無形 固定資産	電話加入権	76,440	0	0	0	76,440		
	ソフトウェア	108,000	0	0	48,000	60,000		
	計	184,440	0	0	48,000	136,440		

2. 引当金の明細

単位:円

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	56,500	103,600	0	160,100

3. 業務費用(販売費及び一般管理費)の明細

単位:円

科目	金額
役員報酬	94,322,625
給与手当	1,851,960
賞与	320,000
法定福利費	2,159,826
福利厚生費	121,601
退職給付費用	136,100
外注費	69,850,679
広告宣伝費	452,200
交際費	3,000
研修費	408,807
旅費交通費	10,264,830
通信費	511,758
PC関係費	321,000
業務ソフト費	72,084
消耗品費	713,214
事務用品費	617,274
水道光熱費	187,714
新聞図書費	240,236
諸会費	2,850,000
支払手数料	250,810
減価償却費	160,038
地代家賃	2,552,276
リース料	896,400
租税公課	248,450
保険料	555,800
事務所移転費	1,710,863
雑費	232,382
合計	192,011,927